やまなしひきこもり支援団体認証に係るフロー

※ ■ は団体、□ は県の作業

① （A・Bのいずれかで申請）
B 山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」を利用して申請（一部書類は郵送（又は持参））
A 申請様式を、県ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載のうえ、県へ郵送（又は持参）

② 県民生活総務課で申請書を審査
警察本部、県民生活センター、健康増進課等関係機関に照会

③ 審査結果を申請者に通知（認証しない場合は理由を付記）

④ （認証する場合）認証書を交付、県ウェブサイト等で周知

④ （認証しない場合）認証基準等を満たさない項目について改善

⑤名称、所在地等認証事項に変更が生じた場合は、変更届出書を県に提出

⑥ 基準を満たさない等、認証団体として不適切となった場合は、認証を取消

⑦ 活動を中止、終了する場合は、辞退申出書を県に提出

認証終了（認証期間中）

（認証日から3年経過）更新期の到来

⑧ （更新希望の場合）満了日の2箇月前までに申請書を県に提出

⑧ （更新希望でない場合）そのまま期間満了